

## 富岡市社会福祉協議会福祉用具リサイクル斡旋事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、家庭で不要になった福祉用具や必要とする福祉用具を登録していただき、双方に斡旋を行うことにより、資源の有効活用と日常生活の利便性の向上を図ることを目的とする。

### (対象とする福祉用具)

第2条 対象とする福祉用具は、車椅子、歩行器、手押し車、歩行補助杖、介護用ベッド、介護用品などの福祉用具とし、安全かつ衛生上問題がなく、修理を必要としないものとする。特に、身体に直接触れる衣類等は、未使用のものとする。

### (登録対象者)

第3条 登録できる対象者は、富岡市に住所を有し、営利を目的としない者とする。

### (登録申請)

第4条 福祉用具を譲りたい場合は、福祉用具リサイクル斡旋事業「譲ります」登録申請書(様式第1号)に、譲ってほしい場合は、福祉用具リサイクル斡旋事業「譲ってください」登録申請書(様式第2号)に記入し、富岡市社会福祉協議会長に申請するものとする。

2 登録料は無料とし、登録期間は6ヶ月とする。

### (斡旋方法)

第5条 希望する福祉用具は、富岡市社会福祉協議会(以下「社協」という。)のホームページに掲載し、譲りたい福祉用具と譲ってほしい福祉用具の希望が合致した場合、社協が双方に情報提供し、斡旋するものとする。

### (斡旋の条件)

第6条 福祉用具を斡旋する場合の条件は、次のとおりとする。

- (1) 福祉用具の受け渡しは、双方の合意の上で行い、譲る場合は無償とし、受け渡し等に係る経費は、譲り受ける方が負担するものとする。
- (2) 譲りたい福祉用具は、登録期間中は自宅で保管しておくものとする。
- (3) 斡旋された場合、その結果について、福祉用具を譲り受ける方が社協に報告するものとする。
- (4) 福祉用具の斡旋について知り得た個人情報、一切外部に漏らしてはならないものとする。
- (5) 福祉用具の受け渡しや使用に関するトラブル等については、社協は一切の責任を負わず、あくまでも譲りたい方と譲ってほしい方の双方の自己責任のもとで行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。